

お知らせ

(令和4年8月 山口市契約監理課)

工事における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の改正

次のとおり、**令和4年9月1日以降に入札公告または指名通知**をする工事から制度を改正します。

改正点その1

調査基準価格および最低制限価格の算定式において現場管理費の算入率を引き上げます。

	現行	改正後
	【計算式】…各々の合計値	【計算式】…各々の合計値
土木系工事	直接工事費 × 10 / 10	直接工事費 × 10 / 10
および	共通仮設費 × 9 / 10	共通仮設費 × 9 / 10
営繕系工事	現場管理費 × 8 / 10	現場管理費 × 9 / 10
	一般管理費等 × 7 / 10	一般管理費等 × 7 / 10

改正点その2

調査基準価格および最低制限価格の算定において、小数点以下の切捨てとしていたのを改め、千円未満を切り捨てるものとします。

計算例

(単位：円)

項目	①設計金額	②率	①×②
直接工事費	28,000,880	10/10	28,000,880 (小数点以下切捨)
共通仮設費	3,725,892	9/10	3,353,302 (小数点以下切捨)
現場管理費	10,637,000	9/10 改正前：8/10	9,573,300 (小数点以下切捨)
一般管理費等	7,996,228	7/10	5,597,359 (小数点以下切捨)
合計 (予定価格・税抜)	(上記の合計) 50,360,000		(上記の合計) 46,524,841

千円未満切捨

改正前：小数点以下切捨

改正前は小数点以下切捨としていたが、項目毎に小数点以下を切り捨てた数値の合計としていたため、実質的には合計値の端数処理は不要としていたもの。

調査基準価格または最低制限価格

46,524,000

調査基準価格 × 0.98

(小数点以下切捨) **改正なし**

判断基準額

(低入札価格調査制度の場合のみ)

45,593,520

ご注意

令和4年8月31日までに入札公告または指名通知をした案件は**従来どおり(改正前の算出方法)**です。入札公告の冒頭に記載の日付(公告日)または指名通知の右上の日付(指名通知日)をご確認ください。

山口市建設工事最低制限価格制度実施要領の一部を改正する要領

山口市建設工事最低制限価格制度実施要領の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この要領は、山口市が発注する建設工事の請負契約の締結にあたり、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）第111条の規定に<u>より最低制限価格を設けて落札者を決定する場合</u>の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この要領は、山口市が発注する建設工事の請負契約の締結にあたり、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）第111条の規定に<u>基づく「あらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定する」契約</u>の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
山口市財務規則 (最低制限価格) 第111条 契約担当者は、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けて落札者を決定する必要があるときは、第109条の規定の例によりこれを定めなければならない。	
(対象) 第2条 この要領の対象となる工事は、競争入札により実施する建設工事で、次の工事を除いたものとする。 (1) 設計金額が5,000万円（建築一式工事は1億円）以上の建設工事 (2) 土木系工事のうち、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事 (3) 営繕系工事のうち、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める<u>機器単体費</u>の割合が30%以上のもの (4) 土木系工事、営繕系工事を問わず解体工事	(対象) 第2条 この要領の対象となる工事は、競争入札により実施する建設工事で、次の工事を除いたものとする。 (1) 設計金額が5,000万円（建築一式工事は1億円）以上の建設工事 (2) 土木系工事のうち、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事 (3) 営繕系工事のうち、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める<u>機器単体費※</u>の割合が30%以上のもの (4) 土木系工事、営繕系工事を問わず解体工事

(5) 総合評価競争入札により執行する建設工事

2 前項第3号の機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む。）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

（最低制限価格の算定方法）

第3条 最低制限価格は、次により算出した額とする。

(1) 土木系工事(土木等一般工事)（様式第1号）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の $10/10$ ＋共通仮設費の $9/10$ ＋現場管理費の $\underline{9/10}$ ＋一般管理費等の $7/10$ 」（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）**から千円未満を切り捨てた価格**とする。

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事）（様式第2号）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の $10/10$ ＋共通仮設費の $9/10$ ＋現場管理費の $\underline{9/10}$ ＋一般管理費等の $7/10$ 」（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）**から千円未満を切り捨てた価格**とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、設計図書上の直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、設計図書上の現場管理費に設計図書上の直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

設計図書上の直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額（小数点

(5) 総合評価競争入札により執行する建設工事

※ _____ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む。）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

（最低制限価格の算定方法）

第3条 最低制限価格は、次により算出した額とする。

(1) 土木系工事(土木等一般工事)（様式第1号）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の $10/10$ ＋共通仮設費の $9/10$ ＋現場管理費の $\underline{8/10}$ ＋一般管理費等の $7/10$ 」（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計） _____ とする。

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事）（様式第2号）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の $10/10$ ＋共通仮設費の $9/10$ ＋現場管理費の $\underline{8/10}$ ＋一般管理費等の $7/10$ 」（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計） _____ とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、設計図書上の直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、設計図書上の現場管理費に設計図書上の直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

設計図書上の直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額（小数点

以下切捨) イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 設計図書上の直接工事費に10分の2を乗じた額(小数点以下切捨) (最低制限価格算定調書の作成) 第4条 <u>工事担当課長(工事を担当する所属の長をいい、工事を担当する所属において入札執行をする場合は、入札執行者をいう。)</u> は、入札日までに前条に定める方法により最低制限価格算定調書(様式第1号又は様式第2号)を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。	以下切捨) イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 設計図書上の直接工事費に10分の2を乗じた額(小数点以下切捨) (最低制限価格算定調書の作成) 第4条 <u>入札執行者</u> は、入札日までに前条に定める方法により最低制限価格算定調書(様式第1号又は様式第2号)を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。
2 省略 様式第1号及び様式第2号…改正後の要領のとおり ※現場管理費の率を「9／10」とし、「一般管理費」に「等」を付し、端数処理方法を追記する改正	2 省略 様式第1号及び様式第2号…改正前の要領のとおり

山口市低入札価格調査実施要領第1条の2第2号及び第4条の2の規定に準じて改正

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。